



高齢者の消費者被害を防ぎましょう!!

平成23年度に市の消費生活相談室に寄せられた相談は575件でした。そのうち65歳以上の高齢者に関する相談は136件、全体の23.7%を占めています。「フリーローン・サラ金」などの借金に関するもの、「公社債の取引」などの投資に関するものなどが多くなっています。

販売形態としては、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売が全体の半数近くを占めています。

高齢者は、「お金」「健康」「孤独」の3つの大きな不安を持っていると言われています。この不安に付け込んで年金などの収入や預貯金を狙い、未公開株や社債を必ずもうかるからと勧誘する利殖商法や必要のない寝具用品などを次々に売りつける次々販売など、さまざまな手口で悪質業者が高齢者をターゲットにしています。

平成24年6月1日現在、本市では約6世帯に1世帯が65歳以上の高齢者のみで生活しています。本人が被害に気付いていない場合や誰にも相談できないうちに一人の高齢者が次々に被害にあうこともありますので、地域で見守り、高齢者の消費者被害を防ぎましょう。

市が設置している5か所の地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるように、高齢者の生活を支える役割を果たす高齢者の総合相談機関です。地域包括支援センターでは介護予防サービスの相談など高齢者に関するさまざまなご相談をお受けし、必要なサービスにつないだり、権利や安全を守る制度のご案内などを行っていますので、悪質な訪問販売等について市の消費生活相談室と連携を図ることもできます。

朝霞市の地域包括支援センターは次のとおりです。

事業所名称	住所	電話	担当地域
地域包括支援センター 内間木苑	大字上内間木498-4 (特別養護老人ホーム 内間木苑内)	458-2022	朝志ヶ丘、北原、西原、宮戸、 大字宮戸、浜崎、大字浜崎、田島、 上内間木、下内間木
地域包括支援センター つつじの郷	西弁財1-10-21 プリランテ朝霞台 103号室	472-1574	東弁財、西弁財、三原、泉水、 膝折町3丁目2~7、膝折町4丁目12~13・ 15~22、大字溝沼、大字浜崎
地域包括支援センター モーニングパーク	溝沼2-4-15 モーニングパーク朝霞 106号	0120-247355	本町、溝沼、大字溝沼
地域包括支援センター ひいらぎの里	岡3-17-60 (グループホーム ひいらぎの里内)	291-9111	岡、大字岡、仲町、根岸台、大字根岸、 大字台、大字溝沼
地域包括支援センター 朝光苑	青葉台1-10-32 (特別養護老人ホーム 朝光苑内)	450-0855	青葉台、栄町、幸町、膝折町1・2丁目、 膝折町3丁目1、膝折町4丁目1~11・14、 膝折町5丁目、大字溝沼

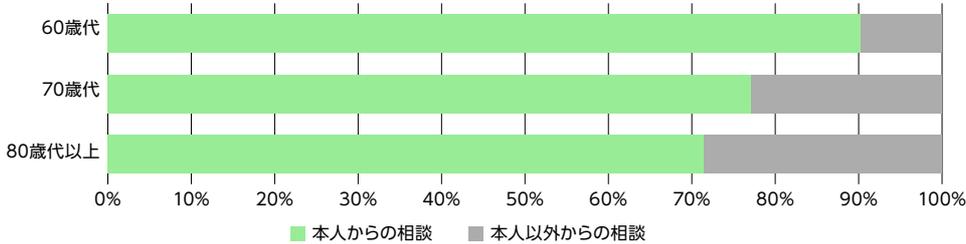
受付時間は、月~金曜日の午前8時30分~午後5時です。

※大字浜崎、大字溝沼を担当する地域包括支援センターにつきましては、
長寿はつらつ課(☎463-1921)へお問い合わせください。

なぜ高齢者の見守りが大切なのでしょう。

平成23年度に市消費生活相談室に寄せられた高齢者に関する相談について、相談者の内訳を見てみましょう。

高齢者に関する相談における相談者の内訳



年代が上がるにつれて本人以外(家族やまわりの方々)からの相談の割合が上がっています。



悪質業者は、優しい言葉で近寄ってきますので本人がだまされたことに気づきにくく、相談へとつながらないことがあります。言葉巧みに高齢者の抱えている不安をあおり、親切にして信用させ、年金・貯蓄などの大切な財産を狙っています。相談内容も公社債やファンド型投資商品など投資に関するものが多くなっています。被害にあったと自覚している方でも恥ずかしい、迷惑をかけたくないなどの理由から誰にも相談しないこともあるようです。

高齢者の消費者被害を防ぐためには、高齢者自身の意識を高めることも大切ですが、それだけでは防ぐことができません。ご家族やまわりの方々の見守り(気づき)がとても重要になってきます。日頃から高齢者の様子を気にかけて見守っていただき、おかしいと思ったら消費者被害を防ぐためにもぜひ市の消費生活相談などにご相談ください。



高齢者に関する相談事例をいくつかご紹介します。

社債に関する相談

社債を発行すると〇〇社から電話があり資料が届いた。後日、社債買取業者から〇〇社の社債を割増で買い取るので購入してほしいと電話があった。購入したのに約束が守られない。

アドバイス

複数の業者が登場し「劇場型」と言われる勧誘の手口です。社債を購入した後、買い取りをしてもらおうと電話しても連絡が取れなくなります。「必ずもうかる」「あなただけがもうかる」などのうまい話はないので注意しましょう。



海外宝くじに関する相談

海外から封書で賞金当選者確認書が届いた。事前抽せん当選者として選ばれ、資格があるというが身に覚えがない。

アドバイス

申し込みをしていないのに手続きをしないと権利を失うなどと、急がなければいけないような心境にさせます。業者に連絡をすると個人情報を知られて、新たなダイレクトメールが届くこともありますので無視しましょう。



医療機関債に関する相談

病院の医療機関債の購入を勧める電話がたびたびかかってくる。国債よりよいと勧められた。

アドバイス

医療機関債は、医療法人にお金を貸すという「金銭消費貸借契約」です。通常、資金の貸し手は医療法人を良く知る地域住民や銀行などであり、医療法人と関係のない広範囲に及ぶ不特定多数の個人への電話勧誘や訪問販売などによる勧誘は一般的ではありません。医療法人が倒産などした場合は全損のリスクがあります。安易に業者の話を信用せず、強引な勧誘をする業者には注意しましょう。

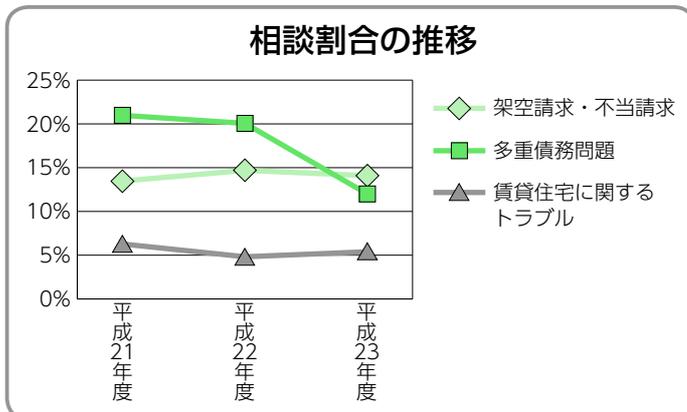


平成23年度 消費生活相談ランキング

平成23年度
朝霞市消費生活
相談の受付件数 **575件**

平成23年度では「架空・不当請求」に関する相談が一番多く寄せられました。背景には急激にスマートフォンやタブレット端末が普及したことがあると考えられます。

近年は消費者被害の多様化が進んでおり、さまざまなことに注意が必要です。代表的な3つの被害について、事例を交え説明します。



平成23年度消費生活相談ランキング

第1位 架空請求・不当請求

【相談事例①】

パソコンで動画サイトを見ていたらいつの間にかアダルトサイトにつながり、登録が完了しましたと表示された。3日以内に5万円の利用料を支払うようにとの内容で、3日を過ぎると料金が12万円になるという。請求画面が貼り付いてしまっていて、支払期限のカウントダウンも表示されている。入金を確認されるまで消えないようだ。IPアドレス等も登録されてしまったようで、家にまで徴収に来るのではないかと不安だ。どうすればよいか。

〈消費生活相談員からのアドバイス〉

有料という表示もなく有効な契約とは言えません。たとえ有料サイトであっても、あらかじめ料金の表示が無ければ契約の無効を主張できます。また、IPアドレスや携帯端末データからは、通常犯罪捜査のために警察が調べたりしない限り個人情報特定されることはありません。支払期限等は消費者を焦らせ、慌てて振り込ませようという手法です。絶対に連絡をしたり振り込んだりしないようにしてください。請求画面の貼り付きについてはシステムの復元が必要となるので、独立行政法人情報処理推進機構の「情報セキュリティ安心相談窓口」(<http://www.ipa.go.jp/security/anshin/>)を参考にすることと助言しました。



【相談事例②】

有料サイトの利用料が未納であると、債権回収会社から通知書が届いた。連絡がない場合は裁判所の措置として、給料の差し押さえをするとある。身に覚えはないが、連絡したほうがいいのか。

〈消費生活相談員からのアドバイス〉

身に覚えがないのであれば無視してください。問い合わせの連絡をすることで個人情報を聞き出され、その情報を使った取立てが頻繁になる危険があります。また、この件以外の悪質商法に利用されて二次被害に遭う可能性もありますので、絶対に自分から連絡をしてはいけません。ただし、裁判所から特別送達が届いた場合は無視せずに、至急再相談するようにと助言しました。



*** 相手はお金と共にあなたの個人情報を狙っています。不安なことがあっても決して相手に連絡はとらず、消費生活相談室までご相談ください。相談は無料で、秘密も守られますのでご安心ください。**

第2位 多重債務問題

【相談事例】

サラ金業者から借金をしていたが、なかなか債務額が減っていない。滞りもなく返済をしていたが、収入が減り支払うことができなくなってしまった。今後どうすればよいだろうか。

《消費生活相談員からのアドバイス》

10年近く前からの借金とのことなので、過払い金が考えられます。サラ金業者から取引履歴を取り寄せ、その際には「過払い金があると思うので、来月の支払いは見合わせる」という事を伝えるようにと助言しました。



*** 多重債務問題は必ず解決できます。一人で悩まずに、まずは専門家に相談してください。**

悪質な 訪問販売防止



- ◇配布場所
朝霞市役所
地域づくり支援課
朝霞台出張所
朝霞駅前出張所
内間木支所

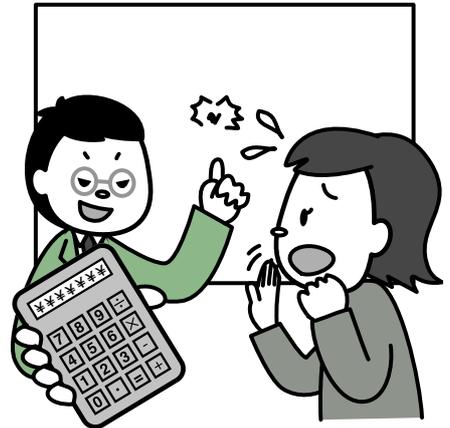
- ◇対象
市民

※数には限りがあります

第3位 賃貸住宅に関するトラブル

【相談事例】

賃貸アパートを退去することになった。部屋は特に何かを壊したり、傷つけたりということもなくきれいに使用し、また、退去前にもしっかりと掃除をしたのでほとんどの敷金が返って来ると思っていた。しかし、ルームクリーニング代やクロスの張り替え代等の費用がかかることされ、敷金が返ってこなかった。全額返してくれとまでは言わないが、半分は返してくれないと納得できない。



《消費生活相談員からのアドバイス》

契約書の退去時の条項にどう書かれているか、契約時にどのように説明されたかが重要です。一般的には通常の使用による損耗等の復旧は、貸主が行うのが原則です。今回のケースでは特に破損等がないとのことなので、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/genzyokaifuku.htm>)を参考に、主張を文面で伝えるよう助言しました。

*** 賃貸住宅の相談は、人によって内容が異なります。困った時は消費生活相談をご利用ください。**

ご利用ください 消費生活相談

- 相談日 / 毎週 月～金曜日
午前10時～正午・午後1時～4時
- 場所 / 市役所2階 地域づくり支援課
消費生活相談室



* 電話で相談できる場合もあります(内容によって異なります)。